

新（平成28年2月24日農林水産省告示第489号）		旧	
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>		<p>（定義）</p> <p>第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>	
用語	定義	用語	定義
（略）		（略）	
ソーセージ缶詰又はソーセージ瓶詰	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、家畜、家兎若しくは家きんの肉を塩漬し又は塩漬しないで、ひき肉したものに、家畜、家兎若しくは家きんの臓器及び可食部分を塩漬し若しくは塩漬しないで、ひき肉し、若しくははすりつぶしたもの又は魚肉若しくは鯨肉を塩漬し若しくは塩漬しないで、ひき肉し、若しくははすりつぶしたもの（魚肉及び鯨肉の原材料及び添加物（調味液の原材料及び添加物を除く。以下この項において同じ。）に占める重量の割合が15%未満であるものに限る。）を加え又は加えないで、調味料、香辛料等を加え、結着材料（結着材料の原材料及び添加物に占める重量の割合が15%未満であるものに限る。）を加え又は加えないで、練り合わせたもの（グリーンピース、パプリカその他の種ものを加えたものを含む。）をケーシング等に充てんした後、くん煙し又はくん煙しないで、加熱し、又は乾燥したものをブロック、スライス若しくはその他の形状に切断し、又はそのまま詰めたものをいう。	ソーセージ缶詰又はソーセージ瓶詰	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、家畜、家兎若しくは家きんの肉を塩漬し又は塩漬しないで、ひき肉したものに、家畜、家兎若しくは家きんの臓器及び可食部分を塩漬し若しくは塩漬しないで、ひき肉し、若しくははすりつぶしたもの又は魚肉若しくは鯨肉を塩漬し若しくは塩漬しないで、ひき肉し、若しくははすりつぶしたもの（魚肉及び鯨肉の原材料（調味液の原材料を除く。以下この項において同じ。）に占める重量の割合が15%未満であるものに限る。）を加え又は加えないで、調味料、香辛料等を加え、結着材料（結着材料の原材料に占める重量の割合が15%未満であるものに限る。）を加え又は加えないで、練り合わせたもの（グリーンピース、パプリカその他の種ものを加えたものを含む。）をケーシング等に充てんした後、くん煙し又はくん煙しないで、加熱し、又は乾燥したものをブロック、スライス若しくはその他の形状に切断し、又はそのまま詰めたものをいう。
（略）		（略）	
<p>（食肉缶詰又は食肉瓶詰の規格）</p> <p>第3条 食肉缶詰又は食肉瓶詰の規格は、次のとおりとする。</p>		<p>（食肉缶詰又は食肉瓶詰の規格）</p> <p>第3条 食肉缶詰又は食肉瓶詰の規格は、次のとおりとする。</p>	
区分	基準	区分	基準
（略）		（略）	
原材料	（略）	原材料	食品添加物以外の原材料（略）
添加物	（略）	材料	食品添加物（略）
（略）		（略）	
<p>（ソーセージ缶詰又はソーセージ瓶詰の規格）</p> <p>第4条 ソーセージ缶詰又はソーセージ瓶詰の規格は、次のとおりとする。</p>		<p>（ソーセージ缶詰又はソーセージ瓶詰の規格）</p> <p>第4条 ソーセージ缶詰又はソーセージ瓶詰の規格は、次のとおりとする。</p>	
区分	基準	区分	基準
（略）		（略）	
原材料	（略）	原材料	食品添加物以外の原材料（略）

添 加 物	(略)
(略)	

(コンビーフを詰めたもの以外のコーンドミート缶詰又はコーンドミート瓶詰の規格)

第5条 コンビーフを詰めたもの以外のコーンドミート缶詰又はコーンドミート瓶詰の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
(略)	
原 材 料	(略)
添 加 物	(略)
(略)	

(コンビーフ缶詰又はコンビーフ瓶詰の規格)

第6条 コンビーフ缶詰又はコンビーフ瓶詰の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
	上 級	標 準
(略)		
原 材 料	(略)	(略)
添 加 物	(略)	(略)
(略)		

(家きん卵水煮缶詰又は家きん卵水煮瓶詰の規格)

第7条 家きん卵水煮缶詰又は家きん卵水煮瓶詰の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
(略)	
原 材 料	(略)
添 加 物	(略)
(略)	

料 食 品 添 加 物	(略)
(略)	

(コンビーフを詰めたもの以外のコーンドミート缶詰又はコーンドミート瓶詰の規格)

第5条 コンビーフを詰めたもの以外のコーンドミート缶詰又はコーンドミート瓶詰の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
(略)		
原 材 料	食 品 添 加 物 以 外 の 原 材 料	(略)
	食 品 添 加 物	(略)
(略)		

(コンビーフ缶詰又はコンビーフ瓶詰の規格)

第6条 コンビーフ缶詰又はコンビーフ瓶詰の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
	上 級	標 準
(略)		
原 材 料	食 品 添 加 物 以 外 の 原 材 料	(略)
	食 品 添 加 物	(略)
(略)		

(家きん卵水煮缶詰又は家きん卵水煮瓶詰の規格)

第7条 家きん卵水煮缶詰又は家きん卵水煮瓶詰の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
(略)		
原 材 料	食 品 添 加 物 以 外 の 原 材 料	(略)
	食 品 添 加 物	(略)
(略)		